

ごみ自己搬入者の事前登録制度の導入について

【制度の概要】

『事前登録制度』とは、ごみを排出する事業者のうち、ごみ処理施設に自己搬入を行う者を事前に登録する制度である。「自己搬入ごみ事前受付システム」の新規システムへの移行に伴い『事前登録制度』を導入し、普通自動車以外の車両での搬入及び産業廃棄物の搬入者に対して、「事前登録情報による本人確認」を予約申込時に追加する。

【現状と課題】

- ・現行システムでは、ごみの搬入実績量を排出者が確認できる仕組みがなく、自らの責任において廃棄物の排出量を把握し、減量する行動につなげていない。

【効果】

- ・排出者自らが搬入実績量をシステム上で確認できるようにすることで、ごみ減量に対する意識の向上とともに、一定程度のごみの減量効果が期待される。
- ・「福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」に規定されている、排出者申込みを徹底し、よりきめ細かな搬入指導を行うことが可能となる。

【実施スケジュール】

- ・システム開発 令和2年6月～令和3年3月末
- ・事前登録周知 令和3年1月
※自己搬入ごみ事前受付センター、受付システムなどにて周知開始
- ・事前登録受付 令和3年4月開始
- ・施行開始日 令和3年10月1日
※施行開始日以降は、事前登録対象の場合、事前登録がなければ搬入不可

